

会議録（平成25年度第1回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成25年7月23日（火） 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 愛知県自治センター会議室B

3 会議次第

(1)開会

(2)あいさつ

(3)議事

① 平成25年度事業評価監視委員会の予定について

② 平成25年度審議対象とする事業及び抽出方法等について

③ 平成24年度第6回委員会審議対象事業の再審議について

④ 対象事業の審議

【再評価】下水道事業

林道事業

【事後評価】公営住宅等整備事業

⑤その他

(4)閉会

1 平成25年度事業評価監視委員会の予定について

事務局より委員会の予定の説明を行い、了承された。

2 平成25年度審議対象とする事業及び抽出方法等について

事務局より委員会規約第2条(3)で定める抽出審議について、その具体の取扱いについて提案し、了承された。

3 平成24年度第6回委員会審議対象事業の再審議について

質疑なし

[結論] 対応方針(案)については、了承する。

4 対象事業の審議

【再評価の審議】

(1) 下水道事業

①下水道事業の費用対効果の算出方法について

下水道課から説明。

特に意見なし

②下水道事業：五条川右岸流域下水道及び衣浦西部流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 五条川右岸流域下水道、衣浦西部流域下水道共に市町の事業費不足により事業期間が延伸している。事業費を計画とおりに確保することが困難な状況でどのような努力をしているのか。

[県] 事業費確保が困難な中、今後整備を進めていくのは市街地から周辺地域に移っており、下水管をどのように早く、安く整備するかが課題になっている。例えば曲管を用いてマンホールの設置数を従来より少なくしたり、マンホールの大きさを小さくするなどの技術的な解決策を実施している。

[委員] 「事業の必要性の変化」の記述において、両地区の表現が異なっているが、ともに未だ多くの使用できない人達がいることに変わりはない。五条川右岸流域下水道の記述について、衣浦西部流域下水道の記述に合わせて下水道普及率と未整備の人口について記述した方が良いのではないかと。

[県] 五条川右岸流域下水道の評価調書を修正する。

[委員] 下水道事業の事業期間は約 70 年間という非常に長期間となるのが一般的なのか。事業評価は 10 年毎に行う事になっているが、事業期間を短くできないのか。

[県] 下水道計画は見直しの度に 20 年後の人口や社会情勢を見据えながら整備を進めている。愛知県の場合、事業着手が遅れており、当面事業期間が長くなってしまっているのが実態である。

[委員] 利用者からは早期整備の意見があると思われる。出来るだけ早く整備が完了するよう努力してほしい。

[結論] 五条川右岸流域下水道は、評価調書を修正することを条件に対応方針（案）を了承する。衣浦西部流域下水道の対応方針（案）を了承する。

(2) 林道事業

①林道事業の費用対効果の算出方法について

森林保全課から説明。

特に意見なし

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：河上瀬柏洞線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 林道の整備目的の主たるものは、間伐の促進等を通じた森林のかん養であると理解したが、切捨て材を除いた国産材の生産実績を教えてほしい。

[県] 県産材の木材生産実績は、平成 16 年度・17 年度が最も低い約 7 万 8 千 m³/年であったが、その後は林道整備に伴う機械化によって生産性が高まり、平成 24 年度には約 11 万 3 千 m³/年と、全国平均を上回る水準にまで値を伸ばしている。

[委員] 長期的に見て、林業は日本の一次産業の中で最も危険な状態にある。他県の事例を見ると、道を作れば成功するというものでもない。また、当該路線は地質があまり良くないという説明から判断して、B/C の便益に上げられている災害時の迂回路としての役割は、実際には期待できないと思われる。林道にはマニ

ュアル通りにいかない難しさがある。B/C オンリーではなく、地場産業との連携等、長期的な目で見ても山を回復させるためには何が必要か、ということを考えてほしい。

[委員] 達成目標(1年当たりの森林整備率)を過去の実績に基づき決定したという説明だったが、過去の実績水準が満たされれば良い、という考え方には疑問を感じる。

[県] 過去20年間で、既に利用区域内の40%以上の面積について間伐を実施してきたが、意欲の有る所有者の森林が中心であった。今後は不在地主のような方への働きかけが必要となることから、順調に整備を行ってきたこれまでの水準を保つことが、達成目標として相応しいと判断した。

[結論] 対応方針(案)については、了承する。

【事後評価の審議】

(3) 公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：稲葉地住宅、西御堂住宅、東浦住宅及び宮口上住宅の審議 公営住宅課から説明。

[委員] 費用対便益について、便益の考え方をもう一度説明してほしい。

[県] 民間事業者が同様の事業を行った場合の家賃収入を47年間積み上げたものを公営住宅の家賃収入とし便益としている。

[委員] その家賃には実際にそこに人が入るという要素が入っていない。人が入った時の家賃が積み上がって得られるのが総収入とすると、需要に見合った額はどのように推定するのか。

[県] 今回の計算には空き家の要素が入っていない。民間の事業者が同様の事業を行ったと想定しているが、民間が建てたらこれだけの収入があるというものではない。常に家賃が入るという前提で計算したものを便益としている。

[委員] ルールに従っているので仕方がないかもしれないが、前提を理解して議論しなければいけないので確認した。民間の家賃が高くなるのであれば、総額は民間の方が高くなり、便益はその総額との差を取るのか。

[委員] 経費等での儲けられる額ではなく、公共サービスとして社会的便益をどれだけ与えているかという算定式になっているのだと思う。

[県] 低所得者の家賃は民間より安くなるため収入は下がっているが、実際の収支は、国の交付金なども入っているので、県としての収支のバランスが取れている。

[委員] 低額所得者に対する住宅の供給や住宅セーフティーネットに対して、低額所得者の割合を考慮した評価をしなかったのか。低額所得者の定義、その数を教えてほしい。

[県] 低額所得者は、収入区分に応じて定められており、国民の所得分布の全体の25%以下が対象となっている。愛知県の県営住宅では、この収入区分の住民が6月現在で78%ぐらいである。公営住宅は住宅セーフティーネットとしての福祉的役割が大きく、低額所得者を多く居住させ、低所得者の住環境を確保していくという側面を持っている。低所得者に対する公営住宅の需要を応募倍率で比較することで、福祉的役割について評価を行っている。

[委員] 低額所得者の割合の経年変化をみないと、その必要性を評価できないのではないか。

[県] 高齢化に伴い低額所得者は増えてきているが、それを加味して評価する計算式になっていないため、経年変化で事後評価をするのは難しい課題である。

[委員] 国のルールでおかしい部分があったら、県から国に意見を挙げたりしないのか。また、経年変化を評価するのは難しいといっているが、データを出すことは出来ると思う。

[委員] これは建物の評価の問題でなく、公営住宅の運営上やむを得ない部分だと思う。収入がない高齢者だけでなく、貯蓄がたくさんあって現在収入のない高齢者も入れる。行政は本当の住宅困窮者に提供したいが、システム上は入居者を規制することも出来ない。この問題はここでは議論できないが、今回の建物の評価であれば国のやり方でしかないと思う。そもそも弱者に対する補償である住宅セーフティーネットをB/Cで評価することが不適切で、この場に挙げる必要があるのかというのが率直な意見である。

[委員] 達成状況に応募倍率を使っているが、これは空き家等に対するの倍率であると思う。そのような倍率比較が、本当に評価になるのか。

[県] 前回（平成23年度）の委員会でも議論されているが、これ以上明確に評価できる資料がなかった。募集倍率の実数は、稲葉地住宅では最初の募集は戻り入居以外で41戸あり、それに対して応募が735であった。2回目、3回目はその後の発生した空き家の募集である。事前評価時の低い募集倍率と比較すると事業完了後は応募倍率が上がっている。

[委員] 便益を民間住宅の市場家賃に充てることの意味はなんだろうか。民間で供給した時の市場家賃の算定方法は原価主義であると思われる。その方法で算定してもよいと考える理由を愛知県から国に対して問いかけることも、必要なのではないか。

[県] こういった内容が愛知県では議論になっているということ、全国の自治体の集まりである公共住宅事業者等連絡協議会に挙げさせていただく。

[委員] B/CのBの算定が、一般の民間の家賃収入にしては非常に低く、民間事業者がやれば採算があわないと思われる。地代が入っていないにも関わらずB/Cが低い理由はなぜか。

[県] 地代を入れた新規住宅についても内部で検討したが、おそらく1.0を切ってしまうことが想定される。今後は住宅セーフティネットの評価の考え方についても整理していきたい。

[委員] イニシャルコストとランニングコストの原価を積み上げて、1年当たりの原価に見合う家賃を計算しているが、一般管理費のようなものは乗せてないので利益が出ていない。民間住宅が市場に供給された時の仮定の収入という表現は正しくなく、原価を回収できる相当家賃収入だと思う。このような表現で適正なのかを国に問いかけてみてはどうか。

[委員] 事業実施による環境の変化について、緑化がいいかというのは疑問がある。建築にお金がかけれられない状況であるので、例えば太陽光発電の全量買い取りなどの活用も考えられる。ライフサイクル（耐用年数）を47年で考えているのであれば屋根貸し事業を行い、太陽光発電の儲けをB/CのBに入れてしまうといったやり方もあると思う。

[県] 今回の事業は、平成10年からなので太陽光発電などはなかった。これからは、既設の県営住宅の屋根貸し事業をいくつかの団地で検討している。新規の住宅でも屋根貸しに対応できるように検討している。

[結論] B/Cの算出方法について、国に意見をあげるということを条件に稲葉地住宅、西御堂住宅、東浦住宅、宮口上住宅について、対応方針（案）を了承する。

以上